

参考

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江 1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3659号
2018年11月22日

加盟団体代表 各位
理事・監事 各位
太極拳指導員委員会常任講師・講師 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
専務理事 川崎 雅雄(公印略)
太極拳指導員委員会

2019年度日本連盟トレーニングセンター 特別講習会
「4段特別講習会」「3段特別講習会」「2段特別講習会」「3段・4段セミナー」「推手特別講習会」
募集要綱、参加申込書等送付の件

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
標記に関し、下記の書類を添えてご案内申し上げます。

- 1) 2019年度「日本連盟トレーニングセンター 特別講習会」募集要綱(1部)
添付資料1;公益社団法人日本武術太極拳連盟主催 2019年度講習会一覧
添付資料2;参加申込み日程
- 2) 「4段特別講習会①～③参加申込書(参考)」(1部)
- 3) 「3段特別講習会①～③参加申込書(参考)」(1部)
- 4) 「2段特別講習会①・②参加申込書(参考)」(1部)
- 5) 「3段・4段セミナー①～⑤参加申込書(参考)」(1部)
- 6) 「推手特別講習会東京①～④・大阪 2人1組 参加申込書」(5部)
- 7) 総発第 2816 号写し(4段特別講習会受講対象者宛)
- 8) 総発第 2817 号写し(3段特別講習会受講対象者宛)
- 9) 総発第 2818 号写し(2段特別講習会受講対象者宛)

2007年度から開始された日本連盟トレーニングセンター特別講習会事業は、おかげさまで持ちまして順調な運営がすすめられております。多数の参加者を得て、太極拳上級者と指導者の技術向上に着実な成果を上げています。12年間の実績と経験を踏まえて、2019年度の特別講習会事業をすすめてゆきたいと存じます。

11月7日に開催された第106回理事会におきまして、「2019年度日本連盟トレーニングセンター特別講習会事業」の募集要綱が承認されました。ここに「募集要綱」と関係書類を同封し、下記の通りご案内申し上げます。

本事業により、太極拳上級者、指導者のレベルアップを図る事業を継続的に実施することは、各ブロック、都道府県における愛好者と指導者の技術向上のみならず、普及振興事業全体にとっても多大な効果をもたらすものであります。本件事業の推進のために、引き続きよろしくご協力下さるようお願いいたします。

敬具

1. 「4段特別講習会①～③」「3段特別講習会①～③」、「2段特別講習会①・②」、「3段・4段セミナー①～⑤」:

これらの講習会は参加対象者が特定されているので、日本連盟事務局から対象者に対して直接案内をすでに送付いたしました。総発第 2816 号、第 2817 号、第 2818 号の写しを同封いたしますのでご参照下さい。

参加申込み手続きは 2018 年度と同様で、参加希望者が日本連盟事務局にたいして直接行う方式となっております。加盟団体各位におかれましては、本件事業の内容と運営形態、募集方式等を理解していただければ十分であります。

2. 「推手特別講習会 東京①～④および大阪」:

2009 年度から「推手特別講習会」は、参加者の疲労度、安全性を考慮して、3 日コースを廃止し、2 日コースのみで実施しています。

参加対象者は、2 段以上の取得者で、都道府県連盟またはブロックが主催して実施した「推手講習会」に過去 2 回以上参加したことがあることが参加資格となっております。今回は同封の総发文書でご覧の通り、2017 年度またはそれ以前に 2 段、3 段、4 段を取得した人に「推手特別講習会 2 人 1 組参加申込書」を同封しました。これらの人で、参加資格を有し、参加を希望する人は、この「参加申込書」を使用することができます。これらの人が都道府県連盟に「参加申込書」の給付を願い出ることには無くなることと存じます。なお、それ以外の参加資格を有する人(=2018 年度検定で 2 段を取得した人で、本講習会の②以降に実施する会場に参加を希望する人など)が、都道府県連盟に「参加申込書」の給付を請求してきた場合には、同封の「2 人 1 組 参加申込書」を給付していただくよう、お願いいたします。

◎「都道府県連盟・ブロック参加証明書欄」について:

参加申込者は、初回の参加申込時に、「参加申込書」に設けられている「都道府県連盟・ブロック参加証明書欄」に都道府県連盟代表者またはブロック理事の記名捺印したものを提出することを義務づけています。

参加者がまったくの初心者であった場合、研修の効果が保証できないため、一定の推手技術の基礎を備えていることを条件とするためのものです。

2018 年度と同様に、下記に基づいて証明を行っていただくようお願いいたします。

- 1) 「都道府県連盟またはブロックが主催する推手講習会」とは、「都道府県 3 段検定一次試験」のための「推手規定套路の講習会」も含むものとします。
- 2) 「2 回以上」は、過去の実施した日時を特定して記載する必要がありません。しかしながら、証明する都道府県連盟またはブロックの責任において、本人が過去 2 回以上参加したものであることを確認したうえで、記名捺印をしていただくようお願いいたします。
- 3) 本人が必ずしも、都道府県連盟またはブロックの所属団体会員である必要はなく、他県・他ブロックからの参加者であっても参加証明をすることが出来ます。
- 4) 過去 2 回のうち、1 回は県連盟主催、もう 1 回はブロック主催であった場合は、それぞれ、県連盟代表とブロック理事が併記して、記名、捺印して下さい。過去 2 回が、複数の県連盟であった場合も、同様に併記して、記名・捺印して下さい。
- 5) 「推手特別講習①」で申し込んだ人が、定員超過のため参加不受理となった場合、あるいは都合で不参加となった場合は、「推手特別講習会」の②またはそれ以降の会場で申込む際に再び証明を取り付ける必要はありません。本人が、「提出済み」と表記すれば良い事とします。2007～2018 年度のいずれかの講習会申込み時に提出済みであれば、2019 年度の各講習会で再び証明を取り付ける必要はありません。申込書の記入欄に「提出済み」と記入すればよいこととします。

6) 証明書発行取扱い手数料について:

参加希望者が申込みが受理され、実際に受講料を納付して受講したら、後日、証明書を発行した都道府県連盟またはブロックにたいして、一人につき 2 千円の取扱い手数料を、後日取りまとめて還付します(2019 年度分については、同年度最後の講習会の終了後に集計して、年

度内に還付振込みをさせていただきます)。県連盟とブロックが併記して証明した場合は、1千円ずつ還付します。2つの県連盟が併記した場合も同様とします。

よろしくご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

同封書類:1)～9)